2008年 7月25日発行 第16号

発行者:NPO 法人埼玉消費者被害をなくす会 理事長:石川 祐司

# なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5 県生協連内 Tel048-844-8971 Fax048-844-8973 http://saitama-higainakusukai.or.jp/

## 第5回総会が開催されました

6月27日(金)10:45~12:30、浦和コミュニティセンター第 13 集会室において特定 非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会第 5 回総会が、出席者 50 名 (表決権総数 128 票中、実出席 25、委任表決8、書面議決76)で開催されました。

山崎悦子常務理事の司会で始まり、議長に永田康子常務理事、議事録署名人に坂本美春さん・小川ゆりさん(個人正会員)を選出、書記に入木佐知代さん(なくす会活動委員)を任命してすすめられました。

会を代表して、石川祐司理事長から「消費者団体訴訟制度の施行に伴い適格消費者団体として認定を受けるよう取り組みを継続して行っています。消費者団体・消費者・専門家など幅広い方々の参加で運営されていることが埼玉における当会の活動の特徴です。引き続き会の発展に協力いただきたい。」との挨拶がありました。



埼玉県県民生活部消費生活課課長の石原徹様からは「会の活動は消費者運動の原点ともいえる模範的活動で、消費者行政を推進する県としても力強いと考えています。複雑化する消費者トラブルに対応するため県・警察・関係機関は連携し悪質業者の処分等強化しています。県民の消費生活の安全・向上を確保するため、消費者被害の未然防止という共通の目標に向けてより一層力添えをいただきたい。」とのご挨拶いただきました。

#### 議案審議

議長から、本総会は定数を満たし、成立しているとの報告が行なわれた後、伊藤恭一専務理事から、第1号議案の提案を行い、針生圭吉監事からの監査報告がありました。第1議案への質問回答後、正会員による採決が行われ賛成多数で承認されました。続いて第2号議案役員選任の提案が議長より行われ賛成多数で承認され、第1回理事会で役員体制を確認後、石川理事長より報告がありました。

伊藤専務より今年度の事業計画と会計収支予算の報告、埼玉県 NPO 基金の寄付報告があり、続いて活動委員会の 2007 年度の活動について渡辺素子さんから報告があり、今年度の活動委員 23 人を紹介しました。

#### 記念講演

#### 『消費者行政一元化と地方消費者行政の抜本的拡充』 講師:池本 誠司 氏(弁護士・なくす会副理事長)

《講演概要》 福田首相の所信表明から始まった「消費者・生活者の視点に立った行政」の転換に向け、消費者行政推進会議が2月に発足し、今日「消費者基本計画」が閣議決定する運びとなっています。また、この間消費者側でも新行政組織実現全国会議が発足し全国各地で運動をすすめています。



国の推進会議の取りまとめは、一元的な相談窓口の設置や体制・財政面の改善など5つのポイントがあります。これから国の消費者行政推進の理念を地方自治体で再確認し、自ら地方の消費者行政を拡充する議論に着手することが必要であり、地方で消費者行政を推進する会議体を作ることが大事。なくす会ではなぜ一元化が必要なのか地域で学習会を開き、学んだ成果や市町村の関連事業調査の結果を生かし、地元の行政へ要請していってほしい。

### なくす会 この間の活動状況

消費者被害の拡大防止のための不当な条項・勧誘行為・表示等の是正を求め、事業者へ問い合わせ・申し入れ活動をすすめています。

2008年7月までに10事業者へ、申し入れを7回 問い合わせを8回行いました。

#### 賃貸住宅の契約書条項改善に向けて

現在消費者からの被害情報があった不動産事業者 3 社に対し、契約書条項の改善に向けて活動を行っています。

県西部S社は当会への文書回答は義務ではないとし、回答は得られていませんが口頭では契約書の改善を数ヶ所行ったとのこと。

全県S社は、ガイドラインに準拠していないとの文書回答があり申 し入れと共に意見交換の申し出もしたが断られ継続して検討中。





#### 携帯電話の業務改善について

アンケートにより被害情報や利用者からの不満が多くあがりました。 問題が多岐にわたるため論点を絞り、契約・販売時の重要事項説明等 について調査検討中。

健康食品会社へ広告表示の改善にむけて問い合わせを行い、その後広告が一部改善されました。



低アルコール飲料の表示の改善と販売時の陳列改善 について大手メーカー3社と組合・関連委員会への申し入れを行いました。

## 情報提供にご協力ください

2008年度活動委員会では食品表示(加工品や弁当など)や保険の誤認しやすい広告表示等の身近な情報を収集し、検討を行っていく予定です。

くらしの中の契約や商品·広告の表示等で「不当では?」と思った事例があなたのまわりにありましたら、是非埼玉消費者被害をなくす会までお知らせください。その際、契約書や広告など参考になるものがあると検討が進めやすくなります。

なくす会事務局 Tel048-844-8971 Fax048-844-8973

## 割賦販売法改正が実現しました!

#### ご協力ありがとうございました!!

6月11日 「特定商取引法に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案」が原案のとおり可決・成立し、法改正が実現しました。 全国 265 万筆の署名(なくす会 4466 筆)は3月6日、国会に提出されました。

支払い能力を超えたクレジット契約は禁止

過剰与信調査義務、過剰与信禁止

次々販売の被害を救済

過量販売解除が可能に

以下は、契約書型クレジットで訪問販売等が対象

クレジット会社が悪質販売業者をチェック

販売契約の個別調査義務と不適正与信の禁止

「騙されて払った代金が取り戻せます **過失を要件としない既払金返金責任** 

過失を要件としない既払金必金責仕 ・ルールを創設

また、契約書型クレジットにも登録制や書面交付義務が導入されることに! 訪問販売ではクレジットのクーリングオフも可能になります。

### 消費者・生活者の視点に立った 行政への転換へ

#### シンポジウム

#### 『消費者主役の新行政組織の実現と地方消費者行政の充実強化』開催!

来る6月7日、消費者行政充実埼玉会議(※)主催で開催、消費者団体、弁護士、相談員など80人の参加がありました。当日は自民党、民主党、日本共産党、社民党の議員の方からそれぞれご挨拶をいただき、福田総理大臣からもメッセージをいただきました。

主に消費者行政一元化の論点と動向について基調報告やパネルディスカッションを行い、消費者被害事例から見た縦割りの消費者行政の問題点など、活発な議論が交わされました。

(※)消費者行政充実埼玉会議・・・4月25日、消費者行政一元化の議論に対し、消費者主役の新行政組織を実現すること、地方消費者行政の充実・強化を推進することを求め、埼玉県内の消費者団体及び関係団体の情報交換と行動提起を行うことを目的として結成。

#### 知事へ要請 県議会への請願

消費者行政充実埼玉会議では、弁護士会、司法書士会、 県婦連、消団連、なくす会が中心となり「地方消費者 行政の抜本的拡充を宣言し、関連法制度の整備等を求 める意見書」を提出いく予定です。



#### ≪ 第44回埼玉県消費者大会 のご案内 ≫

10月7日(火)

【全体会】記念講演

「はつらつ元気を作る"食"の知恵」~これからどうなる日本~

講師:小泉武夫氏(東京農業大学教授)

埼玉会館 大ホール 10:30~12:30(10:00会場)

【分科会】 埼玉会館 各会議室 13:30~15:45(13:00会場)

1. 食

2. 医療·社会保障

3. 消費者問題

4. 環境

5. 教育・子育で

※お申し込み・お問い合わせ

消費者大会事務局 TEL048-844-8971 FAX048-844-8973

#### 【第6回 理事会報告】

6月27日(金) 9:45~10:30 出席:理事12名 事務局2名

#### 《審議事項》

- 1. 第5回総会について出席状況・進行等について報告があり確認した。
- 2. 適格消費者団体申請の状況について報告。申請に向けての準備を継続してすすめる確認をした。
- 3. 低アルコール度リキュール類申し入れ書(案)について事務局より提案があり、承認された。

#### 《報告事項》

消費者行政一元化に向けた取り組みのシンポジウム(6/7)、第 12 回検討委員会(5/21)、賃貸・携帯ワーキンググループ(6/18)、第 5 回理事会(5/21)、第 11 回活動委員会

(6/12) についての報告を行った。その他、会員状況を報告した。

#### 【第13回 検討委員会報告】

7月11日(金) 18:00~19:30

出席: 11名(理事1名、弁護士4名、相談員3名、事務局3名)

#### 《検討事項》

賃貸住宅退去時の原状回復義務について継続して3件の案件を検討。

①事業者側の回答書に対する、問い合せ文書(案)の検討を行い送付することになった。②事業者の対応について報告し、今後も継続して問い合わせすることを確認した。③事業者側の顧問弁護士に、改善された契約書の送付をお願いする連絡文書(案)の検討を行い送付することになった。携帯電話契約の改善要望の論点について

①総務省による「電気通信サービス利用者懇談会」の意見招請(10 月~11 月)にむけ、なくす会として意見を出していくことになった。

#### 《報告事項》

低アルコール度リキュール類の申し入れ文書を事業者等へ送付したことを報告した。

検討委員会では消費者からの被害情報を調査・事案検討し事業者への申し入れ等を行っています

\* 商品事故・契約トラブルにあったときは、最寄りの消費生活支援センターへ相談しましょう。

埼玉県消費生活支援センター(埼玉県生活科学センター内)

Ta 0 4 8 (2 6 1) 0 9 9 9

埼玉県消費生活支援センター

川越

Tel 0 4 9 (2 4 7) 0 8 8 8

" 消費生活支援センター

春日部

Ter 0 4 8 (7 3 4) 0 9 9 9

ッ 消費生活支援センター

熊谷

Tm. 0 4 8 (5 2 4) 0 9 9 9

\* お住まいの市町村にも、消費者相談窓口があります。詳しくは役所にお問い合わせ下さい。